西三河都市計画事業
安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業　事業計画概要図

縮尺＝1：4,000

凡　例	
	施行地区界
	都市計画道路
	駅前広場
	区画道路
	特殊道路
	水路
	排水路
	公園
	緑地
	鉄道軌道
	学校（幼稚園）
	厚生施設（福祉施設、保育園）
	墓地
	集合農地区
	住宅先行建設区

第１　土地区画整理事業の名称等

１　土地区画整理事業の名称
　西三河都市計画事業　安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業
２　施行者の名称
　安　城　市

第２　施行区域

地区内の名称は次のとおりである。

安城市　桜 井 町　稲荷東、塔見塚、林、森田及び蓮台の各全部
　　阿原、稲荷西、大役田、貝戸尻、北新田、三度山
　　城阿原、城向、茶屋坊、伝左、中新田及び新田の各一部
　　姫小川町　北門原、遠見塚、西門原及び舘出の各一部
　　小 川 町　金政、志茂、三日三升、南門原及び御林の各一部

施行面積　　９３．８１ha

第３　設計の概要

土地区画整理事業の目的

本地区は、旧来からの集落と農地を主体とした現状であるが、２１世紀に向け、各種都市機能の集約化による地域特性を生かした本市南部の地域拠点として位置付けられている。

そこで、都市機能の分断要素となっている名鉄西尾線の高架化事業と連携し、鉄道東側既成市街地の再構築と鉄道西側新市街地の基盤整備を一体とした本事業の施行により、駅前広場及びこれに接続する幹線道路等の公共施設の整備、駅周辺の商業地の整備、交通体系の確立、居住環境の改善を行い、２１世紀における本市南部の地域拠点としてふさわしい地区を創出し、個性的で魅力あふれる街づくりをめざすものである。

第４　事業施行期間

自　　平成１１年１０月２０日（事業計画の決定の公告日）
至　　令和　７年３月３１日

第５　建築行為等の制限について

土地区画整理事業施行区域内は建築行為等の制限を受けます。

建築物等を建築しようとする方は建築確認申請に先立ち土地区画整理法第７６条第１項の規定により許可を受けなければなりません。

令和４年３月２２日

安城市役所